

福岡県公報

平成18年3月8日
第2505号

目次

告示(第431号-第455号)

- 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更 (地方課) 1
- 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更 (地方課) 2
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画所) 2
- 土地改良事業の協議の適否決定 (農地計画課) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) 2
- 共同施行による土地改良事業計画の変更の認可 (農地計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 4
- 飼料の試験結果の概要 (畜産課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治山課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 7
- 換地を定めない土地の指定 (農地計画課) 7

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 8
- 土地改良事業の認可 (農地計画課) 8
- 土地改良区の役員の住所の変更 (農地計画課) 8
- 土地改良区の役員の住所の変更 (農地計画課) 9
- 土地改良区の役員の住所の変更 (農地計画課) 9
- 土地改良区の役員の住所の変更 (農地計画課) 10

公 告

- 平成18年度職員研修システム計画策定・基本設計業務の委託に係る提案の募集 (行政経営企画課) 10
- 平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 11

公安委員会

- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施 (警察本部生活安全総務課) 13

雑 報

- 福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見書及び答申の公表 (環境政策課) 14

正 誤

- 目次(平成18年2月17日福岡県公報第2497号)中正誤 20
- 貸金業者の登録の取消し(平成18年2月福岡県告示第314号)中正誤 20
- 開発行為に関する工事の完了(平成18年2月福岡県告示第330号)中正誤 20

告 示

福岡県告示第431号

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法第9条の2第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成18年1月10日付けで許可し

たので、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により公表する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第432号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法第9条の2第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成18年2月3日付けで許可したので、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により公表する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第433号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営広川東部第2地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年3月8日から 平成18年4月6日まで	広川町役場

福岡県告示第434号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字川上字井手ノ下10-1から10-3まで、字外川原53-6、57-1、57-3から57-6まで、60-4、60-6、61-4及び64-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市原古賀町26-14

エステート開発 増永 孝治

福岡県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成18年2月24日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
香春町	農業用ため池整備事業 （皿山地区）	土地改良事業計画書の写し	平成18年3月8日から 平成18年4月6日まで	香春町役場

福岡県告示第436号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年2月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス八女本店
 (2) 所在地 福岡県八女市大字本町字道免2-114 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年10月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,027㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県八女市大字本町字道免2-114 外	98

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県八女市大字本町字道免2-114 外	59

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県八女市大字本町字道免2-114 外	95

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県八女市大字本町字道免2-114 外	11.44

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時30分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県八女市大字本町字道免2-114 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第437号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
鞍手郡宮田町磯光地区土地改良事業共同施行	平成18年2月24日

福岡県告示第438号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三池郡高田町大字黒崎開1885番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三池郡高田町大字黒崎開1875番
内野 輝久

福岡県告示第439号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 石田作業所

(2) 代表者の氏名

野口 善之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区上石田二丁目1番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者・知的障害者に対して、就労支援・相談に関する事業を行い、地域と社会の保健・福祉の増進を図り、精神・知的障害者が地域に根付く生活の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第440号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 アベック

(2) 代表者の氏名

柴原 良子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・精神障害者に対して、就労支援・相談に関する事業を行い、地域と社会の保健福祉の増進を図り、知的・精神障害者が地域に根付く生活の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第441号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ファーストステップ

(2) 代表者の氏名

濱田 健次

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区湯川三丁目8番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、自立支援、余暇活動、相談援助に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第442号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成17年12月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	ME kcal/kg	その他 の検査 %	
門司飼料株式会社門司工場 北九州市門司区小森江1-3-1	同 左	協同飼料 ママ7スウィート W	平成 17年 12月	(23.0) 25.0	(6.0) 7.0	(0.70) 0.85	(0.60) 0.74	(1.5) 0.5	(8.5) 6.1	(89.5) 89.6			
		協同印 マルチプロ85	平成 17年 11月	(27.0) 27.5	(5.0) 10.2	(1.00) 1.18	(0.50) 0.64	(8.0) 3.4	(12.0) 6.4	(85.0) 85.1			
		協同飼料 パワフルレイヤー 18	平成 17年 11月	(18.0) 18.6	(2.0) 6.0	(2.60) 3.62	(0.55) 0.57	(6.0) 3.3	(14.0) 11.5		(2,850) 2,851		
伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野浦海岸15-86	同 左	イトーチュー レイヤー17M	平成 17年 11月	(17.0) 17.3	(3.0) 5.1	(2.80) 3.80	(0.45) 0.53	(5.0) 3.0	(14.5) 11.8		(2,800) 2,800		
		イトーチュー ポークS	平成 17年 12月	(16.0) 17.0	(3.0) 5.3	(0.60) 0.72	(0.50) 0.52	(6.0) 3.4	(8.0) 4.6	(79.0) 79.0			
		とうもろこし		7.6	表 7.2	0.01	示 0.24	2.4	な 1.2		し	水分 14.2	
		やし油粕		20.9	表 12.5	0.08	示 0.59	12.3	な 5.9		し	水分 5.3	

ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5-2-14	同 左	くみあい配合飼料 パワーレイヤー17 Y	平成 17年 11月	(17.0) 17.6	(3.0) 4.1	(2.80) 3.77	(0.35) 0.47	(5.0) 2.8	(13.0) 11.8	(2,800) 2,800		
		くみあい配合飼料 SEW子豚ペレッ ト	平成 17年 11月	(14.0) 14.4	(2.5) 3.2	(0.50) 0.74	(0.40) 0.50	(5.5) 2.7	(8.0) 4.2	(76.0) 76.1		
		くみあい配合飼料 特選はかた後期	平成 17年 12月	(11.5) 12.4	(2.0) 3.4	(0.05) 0.29	(0.25) 0.45	(10.0) 4.2	(10.0) 3.6	(74.0) 74.5		
		庄べんとうもろこ し		7.2	表 3.4	0.01	示 0.23	1.7	な 1.2		し	水分 15.0

福岡県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年12月13日農林水産省告示第2002号（1に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第444号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
粕屋郡粕屋町大字柚須字島廻り75番1及び75番18
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
粕屋郡粕屋町大字仲原2852-1
竹元 雄二

福岡県告示第445号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字永田町3071番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市光沢3001番地3

井上 正孝

福岡県告示第446号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字下府字新開1087番5、1088番2、1089番2及び1093番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字下府883番地1
松尾 一徳

福岡県告示第447号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡朝倉町大字山田字小鹿倉1507、1533の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第448号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山字金剛ノ3202、3203の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業合河西部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	天和		28	田	1751のうち239
豊前市	天和		101	田	469のうち431
豊前市	天和		140-1	田	612のうち372
豊前市	天和		199-1	田	1769のうち133

福岡県告示第450号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
八女郡星野村字ナルソ18433
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第451号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日

前原市土地改良区	農業用ため池整備事業 (有田地区)	平成18年2月21日
----------	----------------------	------------

福岡県告示第452号

城井郷土地改良区から役員住所の変更の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	金澤 久芳	築上郡築城町大字寒田790番地	築上郡築上町大字寒田790番地
理事	上畑 博基	築上郡築城町大字寒田1732番地	築上郡築上町大字寒田1732番地
理事	山崎 清巳	築上郡築城町大字寒田608番地	築上郡築上町大字寒田608番地
理事	鶴田 清	築上郡築城町大字寒田225番地2	築上郡築上町大字寒田225番地2
理事	神崎 隆	築上郡築城町大字寒田606番地	築上郡築上町大字寒田606番地
理事	池永 鎮房	築上郡築城町大字寒田1191番地1	築上郡築上町大字寒田1191番地1
理事	古寺 吉延	築上郡築城町大字櫛原530番地	築上郡築上町大字櫛原530番地
理事	谷口 節生	築上郡築城町大字櫛原639番地1	築上郡築上町大字櫛原639番地1
理事	小野 喜吉	築上郡築城町大字本庄2136番地	築上郡築上町大字本庄2136番地
理事	大野 弘文	築上郡築城町大字本庄1684番地1	築上郡築上町大字本庄1684番地1
監事	中畑 省城	築上郡築城町大字寒田1862番地	築上郡築上町大字寒田1862番地

監事	中嶋 澄廣	築上郡築城町大字櫛原857番地	築上郡築上町大字櫛原857番地
監事	白川 義雄	築上郡築城町大字本庄1839番地	築上郡築上町大字本庄1839番地

福岡県告示第453号

城井谷土地改良区から役員住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	渡邊 一政	築上郡築城町大字上深野341番地1	築上郡築上町大字上深野341番地1
理事	青山 實	築上郡築城町大字伝法寺1755番地	築上郡築上町大字伝法寺1755番地
理事	山内 守	築上郡築城町大字伝法寺1264番地1	築上郡築上町大字伝法寺1264番地1
理事	青山 信男	築上郡築城町大字伝法寺688番地1	築上郡築上町大字伝法寺688番地1
理事	門田 英世	築上郡築城町大字伝法寺664番地2	築上郡築上町大字伝法寺664番地2
理事	浅野 國夫	築上郡築城町大字伝法寺349番地1	築上郡築上町大字伝法寺349番地1
理事	白川 保久	築上郡築城町大字松丸769番地	築上郡築上町大字松丸769番地
理事	横山 本行	築上郡築城町大字松丸630番地1	築上郡築上町大字松丸630番地1
理事	林 素直	築上郡築城町大字松丸189番地2	築上郡築上町大字松丸189番地2

理事	今村 和人	築上郡築城町大字松丸491番地1	築上郡築上町大字松丸491番地1
理事	福間 勝利	築上郡築城町大字上深町304番地	築上郡築上町大字上深町304番地
理事	門田 康正	築上郡築城町大字上深町303番地	築上郡築上町大字上深町303番地
監事	原 隆實	築上郡築城町大字伝法寺1288番地	築上郡築上町大字伝法寺1288番地
監事	林 一良	築上郡築城町大字松丸198番地	築上郡築上町大字松丸198番地
監事	松本 仍夫	築上郡築城町大字上深町300番地1	築上郡築上町大字上深町300番地1

福岡県告示第454号

上城井土地改良区から役員住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	長尾 親八	築上郡築城町大字本庄1725番地	築上郡築上町大字本庄1725番地
理事	林 誠三	築上郡築城町大字本庄1712番地1	築上郡築上町大字本庄1712番地1
理事	一木 節彦	築上郡築城町大字本庄1239番地1	築上郡築上町大字本庄1239番地1
理事	中野 忠憲	築上郡築城町大字本庄1866番地2	築上郡築上町大字本庄1866番地2
理事	遠藤 爲義	築上郡築城町大字本庄2228番地3	築上郡築上町大字本庄2228番地3

理事	田中 幸巳	築上郡築城町大字本庄118番地3	築上郡築上町大字本庄118番地3
理事	小野 悟	築上郡築城町大字本庄2047番地1	築上郡築上町大字本庄2047番地1
理事	毛谷 勇	築上郡築城町大字本庄2225番地	築上郡築上町大字本庄2225番地
理事	榎本 實男	築上郡築城町大字櫛原960番地2	築上郡築上町大字櫛原960番地2
理事	室谷 幸男	築上郡築城町大字櫛原428番地1	築上郡築上町大字櫛原428番地1
理事	古寺 吉延	築上郡築城町大字櫛原530番地	築上郡築上町大字櫛原530番地
理事	深瀬 正生	築上郡築城町大字櫛原1252番地1	築上郡築上町大字櫛原1252番地1
監事	一木 一夫	築上郡築城町大字本庄1825番地	築上郡築上町大字本庄1825番地
監事	小野 俊明	築上郡築城町大字本庄2048番地1	築上郡築上町大字本庄2048番地1
監事	中嶋 澄廣	築上郡築城町大字櫛原857番地	築上郡築上町大字櫛原857番地

福岡県告示第455号

友枝土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	森 正夫	築上郡大平村大字土佐井807番地1	築上郡上毛町大字土佐井807番地1

理事	小林 幸博	築上郡大平村大字西友枝1082番地	築上郡上毛町大字西友枝1082番地
理事	加来野末雄	築上郡大平村大字西友枝356番地	築上郡上毛町大字西友枝356番地
理事	三田 敏和	築上郡大平村大字東上1616番地1	築上郡上毛町大字東上1616番地1
理事	山本 盛文	築上郡大平村大字東上1246番地2	築上郡上毛町大字東上1246番地2
理事	新見 修	築上郡大平村大字土佐井441番地	築上郡上毛町大字土佐井441番地
監事	上島 安弘	築上郡大平村大字東上289番地	築上郡上毛町大字東上289番地
監事	相良 文義	築上郡大平村大字西友枝641番地	築上郡上毛町大字西友枝641番地

公 告

公告

次のとおり平成18年度職員研修システム計画策定・基本設計業務の委託に係る提案を募集します。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

平成18年度職員研修システム計画策定・基本設計業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

次に掲げる(1)から(5)までの条件（共同体で参加する場合は(1)から(7)までの条件）をすべて満たしていること。

(1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）（共

同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1者以上含まれていること。)

- (2) 福岡県内に本社又は事業所を有する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (5) 過去に県又は本県以外の地方公共団体又は国（公団等を含む。）において、情報処理システム構築等のコンサルティングの実績があること。（共同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1者以上含まれていること。）
- (6) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。
- (7) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称
816-0902 大野城市大字乙金8番1
福岡県職員研修所
電話 092-504-0531
- (2) 提案説明書の交付
 - ア 期間
この公告の日から平成18年3月22日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
 - イ 場所
(1)の部局とする。
 - ウ 方法
無料で直接交付する。
- (3) 説明会の開催

- ア 日時
平成18年3月10日（金）午前10時00分から
 - イ 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁地下1階行政4号会議室
- (4) 提案参加申込み
- ア 申込書
提案説明書に添付されている様式を用いること。
 - イ 申し込み期限
平成18年3月16日（木）午後5時00分まで
 - ウ 提出場所
(1)の部局とする。
 - エ 提出方法
必ず持参すること。（ただし、県の休日には受領しない。）
- (5) 提案書の提出
- ア 期限
平成18年3月27日（月）午後5時00分
 - イ 場所
(1)の部局とする。
 - ウ 方法
必ず持参すること。（ただし、県の休日には受領しない。）
 - エ 提案書の審査
提案書の内容について、必要に応じてヒヤリングを実施する。評価結果については、県庁内に評価委員会を設け審査する。

公告

平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の17第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した財団法人建築技術

教育普及センターに行わせる。

平成18年3月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成18年7月1日現在、木造建築士試験にあつては平成18年7月22日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（昭和47年4月福岡県告示第367号）により受験資格を認められた者
- (4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

2 試験

(1) 方法

- ア 試験は、学科及び建築設計製図について、筆記試験により行う。
- イ 建築設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成16年及び平成17年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。
- ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日	時	場	所
-------	---	---	---	---

学科の試験	平成18年7月2日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成18年9月24日（日曜日） 午前11時30分～午後4時	

イ 木造建築士試験

試験の区分	日	時	場	所
学科の試験	平成18年7月23日（日曜日） 午前10時～午後5時10分	福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学		
設計製図の試験	平成18年10月8日（日曜日） 午前11時30分～午後4時			

3 受験の申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

- ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

イ 受験申込みの受付期間等

受	付	期	間	受	付	時	間
平成18年4月1日（土曜日）	～	同月7日（金曜日）		受付開始日の午前10時～		受付最終日の午後4時	

- ウ 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

- エ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付場所における受験申込み

- ア 受験申込書は、県の土木事務所建築指導課、社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東3-14-18）及び小倉建設会館（北九州市小倉北区田町11-15）において配布する。

- イ 受験申込書は、エの受付場所に直接提出すること。

ウ 受験手数料は、財団法人建築技術教育普及センター指定の振替用紙により郵便局に払い込んで納付し、その際発行される払込受付証明書を受験申込書の所定欄に貼り付けること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成18年4月10日（月曜日）～ 同月14日（金曜日）	午前10時～ 午後4時	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館7階 北九州市小倉北区田町11-15 小倉建設会館

4 合格者の発表

学科の試験の合格者の氏名は平成18年9月5日（火曜日）頃に、最終合格者の氏名は同年12月7日（木曜日）頃に発表する。発表は、合格者に対して通知するほか、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多駅東2-9-1）及び社団法人福岡県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）に掲示して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問い合わせは、福岡県建築都市部建築指導課（電話092-643-3721）若しくは県の土木事務所建築指導課、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警

備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年3月8日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年4月17日（月）から 同年4月19日（水）までの間	午前9時30分から 午後3時40分まで （最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、学科試験を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

30名

4 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(2) 旧資格者証の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年3月10日（金）から平成18年4月14日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の30人となったときは、受け付けを締め切ることとする。

7 講習受講手数料

14,000円（受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。）

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受験申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

雑 報

福岡県環境審議会公告

福岡県地球温暖化対策推進計画策定に係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申の要旨について、次のとおり公表します。

平成18年3月8日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

1 提出された意見の要旨

- (1) 期間内に提出された意見書の総数 2件
- (2) 提出された意見の概要と意見に対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	第3章	県内のCO ₂ 排出量の約6割を占める産業部門と工業プロセス部門が目標設定の対象外になっているのはおかしい。	国は、大規模事業者に対する温室効果ガス排出量の報告の義務付けや、日本経団連による環境自主行動計画の取組等により、産業部門の排出削減を行うこととしています。これらの国全体の取組により、本県で削減が見込まれる産業部門の温室効果ガスの排出削減量を、県全体の削減見込量に算入しています。
2	第5章	<p>推進体制として、県・県民会議・推進センター・市町村を一体的に整理した組織を確立すべき。</p> <p>自治体（地域）ごとの具体的な数値を示した情報提供を強化すべき。</p> <p>とりわけ市町村（地域）は、自分がどれだけのものを排出しているのか数字で分かると取組も進む。</p>	<p>「福岡県環境県民会議」を活用しながら、各主体が連携・協力して温暖化対策を推進することとしています。</p> <p>目標設定については、世帯数や自動車保有台数の伸びなどが、地域によって異なるため、温室効果ガス全体の排出量ではなく、原単位（家庭1世帯当たり、事業所の単位床面積当たり、自動車1台当たり）での削減目標を具体的な数値で示しています。</p> <p>なお、この数値は、市町村単位で大きく異なることにはならないので、すべての市町村でこれを目安に取り組んでいただく考えで設定しています。</p>

2 知事への答申の要旨

別添1のとおり

別添1

福岡県地球温暖化対策推進計画策定に係る答申の要旨

第1章 計画策定の背景と計画の基本的事項

1 計画の位置付け

国の京都議定書目標達成計画の策定を受け、本県の温室効果ガスの削減目標を設定した地球温暖化対策推進計画を策定するもの。

2 計画期間

- ・2006（平成18）年度～2012（平成24）年度
- ・温室効果ガス削減の目標年度は2010（平成22）年度

3 計画の対象

- (1) 対象地域
福岡県全域
- (2) 対象とする温室効果ガス
二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄

第2章 温室効果ガス排出量等の現状と将来推計

1 二酸化炭素排出量の将来推計

今後、特段の追加対策を講じない場合、目標年度（2010年度）の二酸化炭素排出量は、基準年度（1990年度）比で+2%、現況年度（2002年度）比で+1%になる。

ガス区分	排出部門	現状排出量		将来推計		増減率	
		1990年度 (万トンCO ₂)	2002年度 (万トンCO ₂)	2010年度 (万トンCO ₂)	90-02	02-10	
エネルギー起源CO ₂	エネルギー転換部門	60	43	30	-27%	-31%	
	家庭系	481	548	577	+14%	+5%	
	業務系	483	556	620	+15%	+12%	
	小計	964	1,104	1,197	+15%	+8%	
	産業部門	3,016	2,785	2,649	-8%	-5%	
	自動車	760	998	1,163	+31%	+17%	
	鉄道	23	17	18	-24%	+3%	
	国内船舶	55	68	80	+25%	+18%	
	国内航空	62	99	112	+60%	+13%	
	小計	899	1,183	1,374	+32%	+16%	
非エネルギー起源CO ₂	工業プロセス部門	876	748	657	-15%	-12%	
	一般廃棄物	43	57	66	+32%	+16%	
	産業廃棄物	15	13	13	-11%	-1%	
	小計	58	70	79	+21%	+13%	
CO₂合計		5,873	5,932	5,986	+1%	+1%	

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の基本的考え方

- (1) 本県の温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素について、今後の排出量の増加に最も影響を及ぼす排出部門に対し、具体的な削減目標を設定する。
- (2) 民生の家庭部門と業務部門、運輸部門の自動車为目标設定の対象とする。
- (3) 県民と事業者という活動主体で振り分け、原単位（家庭1世帯当たり、事業所の単位床面積当たり、自動車1台当たり）の二酸化炭素排出量の削減目標を設定する。
- (4) 家庭部門の取組の目安となる“ものさし”として電気使用量の目標数値を示す。
- (5) 産業部門の取組及び森林吸収源対策は、国の定めるところに従い進められるものとする。

2 削減目標

(1) 県民の削減目標

- 2010年度までに、現況年度（2002年度）より
 - 1世帯当たりの二酸化炭素排出量を約10%削減する。
 - マイカー1台当たりの二酸化炭素排出量を約13%削減する。

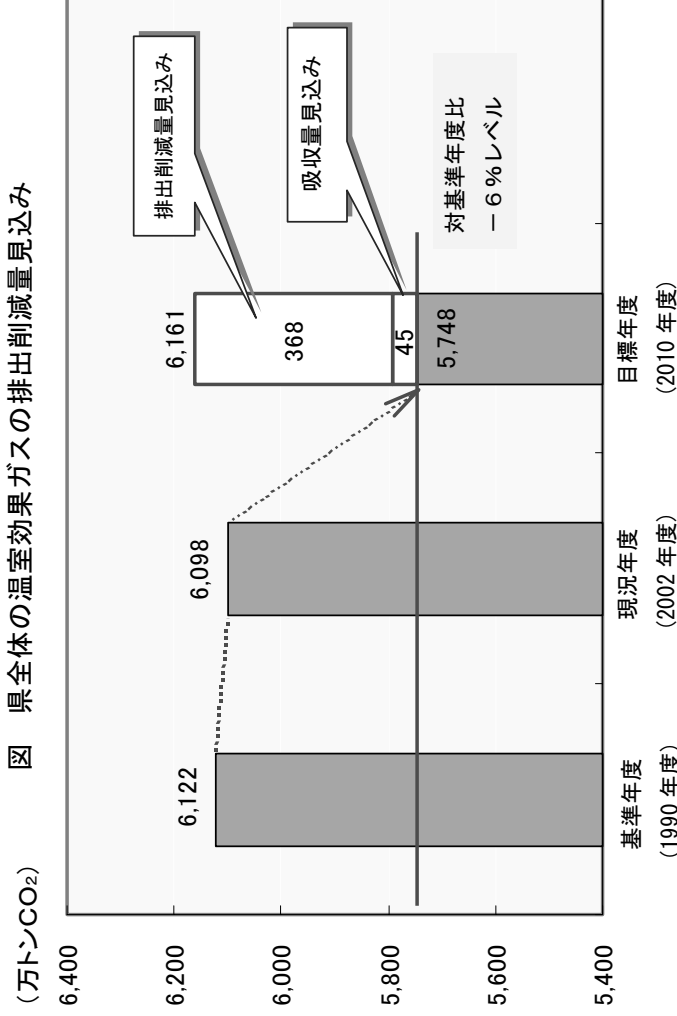
(2) 事業者の削減目標

- 2010年度までに、現況年度（2002年度）より
 - 事業所の単位床面積当たりの二酸化炭素排出量を約8%削減する。
 - 使用自動車1台当たりの二酸化炭素排出量を約13%削減する。

(3) 県全体の削減見込み

- 2010年度までに、基準年度（1990年度）より約6%の温室効果ガスの排出量の削減が見込まれる。

図 県全体の温室効果ガスの排出削減見込み



(4) 県民の取組の目安となる目標数値

各家庭で使用する毎月の電力使用量を、2010年度までに目標水準（－10%）にまで下げることを取組の目安とします。

取組の目安となる目標数値＝現在の電力使用量（kWh／月）×0.9

参考として、住居形態と世帯人員数からモデル世帯を想定し、電気を例として取組の目安とする標準的な月平均使用量の目安を以下に示します。

表 典型的なモデル世帯における目標とする電力使用量の目安

モデル世帯タイプ	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯
戸建住宅	250 kWh／月	360 kWh／月	430 kWh／月	530 kWh／月
集合住宅	200 kWh／月	280 kWh／月	320 kWh／月	410 kWh／月

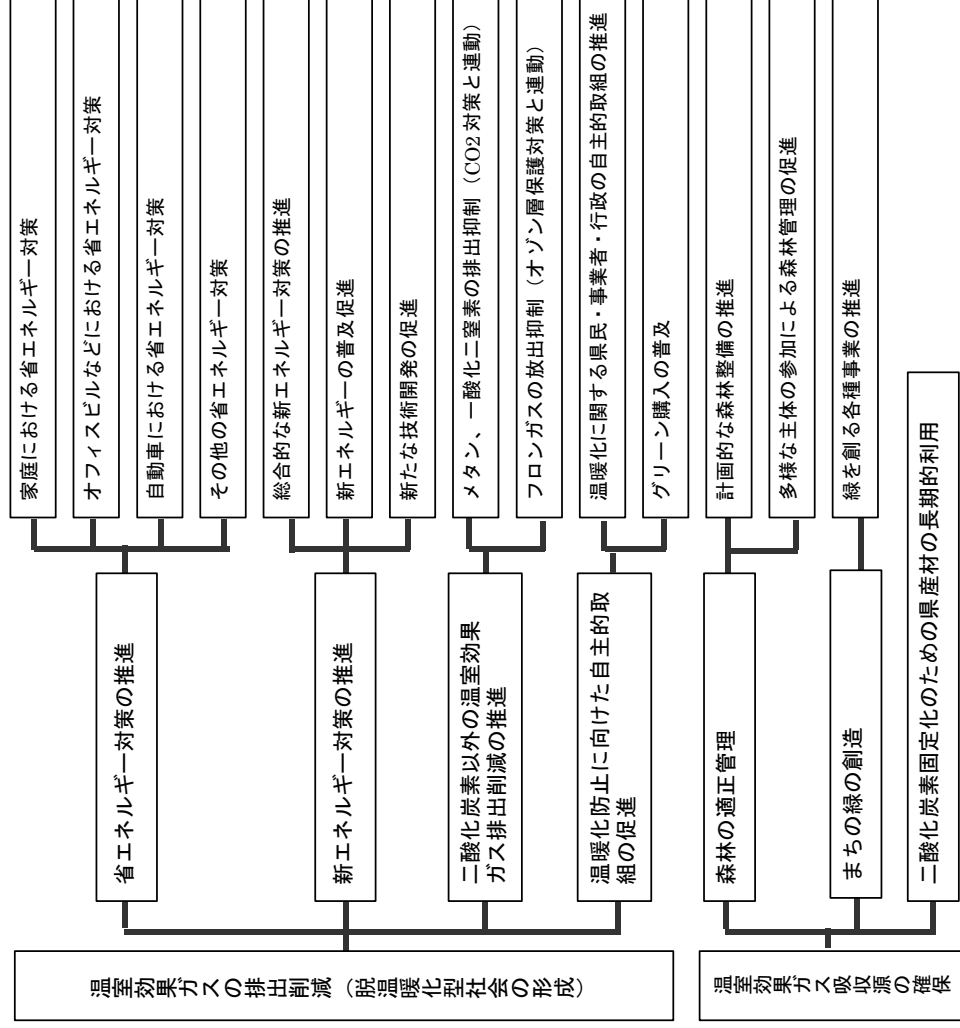
備考) この数値は、環境省と経済産業省が典型的なモデル世帯を想定して示した九州地域のエネルギー消費実績（2002年度）に、補正係数を乗じて本県の標準的な電力使用量を設定し、これに県民の削減目標（現状より10%削減）を考慮して設定しています。使用エネルギー構成は、電気＋都市ガス、電気＋都市ガス＋灯油、電気＋LPガス＋灯油に対応しています。

(5) 事業者の取組の目安となる目標数値

オフィスビルや店舗、病院等の事業所で使用する毎月の電力使用量を目標水準（－8%）にまで下げることを取組の目安とします。

取組の目安となる目標数値＝現在の電力使用量（kWh／㎡・月）×0.92

第4章 目標達成に向けた取組 1 県の施策体系



2 県民に期待される取組

3つのステップで二酸化炭素排出削減に取り組む。

区分	取組時期	期待される取組	取組例
ステップ 1	今すぐ	省エネルギー・省資源行動	環境家計簿の記帳 エコドライブの実践 ごみの分別排出
ステップ 2	買い替え時期が きたとき	省エネ機器への転換	省エネ電化製品の購入 低公害車の購入
ステップ 3	家を建てるとき	省エネ住宅への建て替え	太陽光発電設備の設置 住宅の高断熱・高気密化

3 事業者に期待される取組

県民と同じく、3つのステップで二酸化炭素排出削減に取り組む。

区分	取組時期	期待される取組	取組例
ステップ 1	今すぐ	省エネルギー・省資源行動	ノーマイカーデューの導入 昼休みの消灯 冷暖房温度の調整
ステップ 2	機器・設備等を更 新するとき	省エネ機器への転換	省エネ型のO A機器の購入 白熱灯を蛍光灯に取り替え
ステップ 3	建物を新築・改 修するとき	省エネ・新エネ設備の導入	太陽光発電設備の設置 複層ガラスの採用 屋上緑化

第5章 計画の推進

1 推進体制

県は、関係部局間の緊密な連携を図りながら、総合的に施策、事業の推進を図る。また、市町村とも連携、協力しつつ、福岡県環境県民会議、福岡県地球温暖化防止活動推進センター、福岡県地球温暖化防止活動推進員等を活用し、計画の推進を図る。

2 進行管理

県は、計画の進捗状況について点検・評価し、環境白書等により県民に対して公表する。

また、国の京都議定書目標達成計画が、「第1約束期間（2008～2012）の前年である2007年度に、本計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする。」としていることから、国の見直しの状況も考慮しながら、必要に応じて本計画の見直しを検討する。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・2・17	2497	目 次		1	○		4		○貸金業者の登録の取消し	○ [●] 貸金業者の登録の取消し
					○		5		○貸金業者の業務の停止	○ [●] 貸金業者の業務の停止
		告 示	314	2	○		5		○ [●] 貸金業者	[●] 貸金業者
			330	7	○		後ろから 7	1行追加	平成17年5月福岡県告示第994号は、取り消す。	